

貯水槽以下装置水道メーター設置条件承諾書

年 月 日

昭島市長 殿

貯水槽以下装置水道メーター設置 承認申請者	町 丁目 番 号 氏名 電話番号
貯水槽以下装置所有者	町 丁目 番 号 氏名 電話番号
給水装置所有者	町 丁目 番 号 氏名 電話番号
貯水槽以下装置所在地 施 設 名	町 丁目 番 号
給水装置の水栓番号	
貯水槽以下装置の水栓番号	～
管理人	町 丁目 番 号 氏名 電話番号
管理人 変更届 年 月 日	町 丁目 番 号 氏名 電話番号

※管理人の変更があった場合は、下段を使用する。

貯水槽以下装置に水道メーターを設置するにあたり、次の条件を承諾いたします。

- 1 貯水槽以下装置（以下「この装置」という。）の維持管理及び水質に関する責任は、一切、所有者又は使用者が負うとともに、必要の都度、定期又は随時に点検を行い、メーターの管理及び計量に支障がなく、かつ、水が汚染され又は漏れることの無いよう努めます。なおこの装置において漏水が発生した場合、その漏水により市に与えた損害は所有者又は使用者が負担します。
- 2 この装置は次の条件に適合する構造とします。

〔給水形態〕

自然流下給水構造又はポンプ直送給水構造のものとし、かつ、井戸水、その他の水が混合しないものであること。

〔配管構造〕

- ① 停滞空気の発生しない構造であること。
- ② 衝撃防止、逆流防止及び凍結防止のための措置が講じられていること。
- ③ ポンプの加熱防止用に吐出する水及び圧力タンクの自動吸気に伴う排出水は、受水タンクへ還流する構造とする。
- ④ 各戸のメーター取り付け位置における最大圧力（静水圧）は原則として0.4 MPa以下とする。
- ⑤ メーターに近接して上流側に止水器具を、下流側に止水器具又は逆止弁を設置する。なお、ポンプ直送給水構造のものについては、下流側には逆止弁をせっちする。
- ⑥ メーターとの接続及びメーター廻りの配管には、市が規定した材料を使用すること。

〔メーター設置環境〕

- ① メーター損傷の危険がなく、かつ、メーターが水平に取付けられている構造であること。
 - ② メーター室は漏水やメーター取外し時の戻り水などによる被害を防止するため、防水・排水の措置が講じられていること。
 - ③ メーター室の広さ及び集合住宅の各戸にメーターを設置する場合は、市の基準に適合していること。
 - ④ メーターの取替え及び検針、止水栓操作等の作業が容易に行えるものであること。
- 3 この装置に対し、市メーターの管理上必要があると認めたときは、構造及び材料などの調査を行うことを承諾します。
また、調査により指示された事項は、指定期間内に完全に履行します。
 - 4 この装置の設置工事は、昭島市指定給水装置工事業者に施行させます。
 - 5 上記各項の条件について、取り扱い上なお必要な事項については、給水条例及び同施行規定を遵守して施行します。
 - 6 オートロック式建物等の場合は、各戸のメーターの検針、メーターの取替え等、水道部の業務が支障なく行えるよう、入館方法を提示します。
 - 7 上記各項の条件を使用者に周知させ、装置に起因する紛争等については、当事者間で解決し市に一切迷惑をかけません。
 - 8 この装置の維持管理及び市に対する連絡などの事項を処理するために、給水条例第7条第4号に基づき管理人を選定し届出ます。また給水条例第27条第2項第3号に基づき届出内容に変更があったときも届出ます。
 - 9 この装置の所有者を変更するときは、新所有者にこの装置が条件付きのものであることを熟知させるとともに、直ちに所有者の変更を市に届け出ます。
 - 10 総括メーターの使用水量と個別検針した合計使用水量との差が、総括メーターの使用水量の5%を越える場合は、5%を含めてその超える水量分の料金を所有者又は使用者が負担します。